

令和 8 年度第 1 回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和 8 年 4 月 2 8 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0

場 所 船橋市役所本庁舎 9 階 第一会議室

出席委員

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 森 本 亨   | 千葉県弁護士会京葉支部                 |
| 河 野 正   | 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部      |
| 山 本 誠 一 | 千葉県社会福祉士会                   |
| 野 口 友 子 | 船橋市障害者成年後見支援センター            |
| 渡 邊 哲 也 | 千葉県精神保健福祉士協会                |
| 小 川 由美子 | コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部       |
| 白 鳥 敦 子 | 船橋市社会福祉協議会 ふなばし高齢者等権利擁護センター |
| 小 島 伸 子 | 船橋市民生児童委員協議会                |
| 鈴 木 由 佳 | 保健と福祉の総合相談窓口さーくる            |
| 益 永 展 秀 | 船橋市介護支援専門員協議会               |

オブザーバー

|         |              |       |
|---------|--------------|-------|
| 神 田 里 香 | 千葉家庭裁判所市川出張所 | 主任書記官 |
| 草 野 晶 子 | 千葉家庭裁判所市川出張所 | 主任書記官 |

市出席者

高齢者福祉部 阿部部長

地域福祉課 藤井課長、 障害福祉課 日高課長補佐

生活支援課 山本課長、 保健所保健総務課 松浦課長

地域包括支援センター所長（南部・西部） ほか職員

事務局

地域包括ケア推進課 服部課長、鈴木課長補佐、中澤課長補佐

国島係長 ほか職員

次 第

1. 開会

2. 議事

（1）中核機関の活動報告について

（2）第 2 期船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について

3. 閉会

傍聴者 0名

会議の公開・非公開の区分 公開

14時00分開会

## 1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 中澤課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より、令和8年度 第1回 船橋市 権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

事務局 地域包括ケア推進課 課長補佐の中澤と申します。よろしくお願いいたします。

本協議会は認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない人の財産や権利を守るため、船橋市の権利擁護支援の推進と支援ネットワークの構築を目的として設置するものでございます。

また、令和4年3月に策定した「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗管理につきましても、この協議会で行っていくものとしております。こちらの計画は5か年計画となっており、今年度は船橋市成年後見制度利用促進基本計画の第2期計画策定がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、こちらの協議会は公開となりますので、ご了承の程お願いいたします。

続きまして、ご発言の際のマイク的使用方法をご案内いたします。

ご発言される際には、お手元にありますマイクのスイッチを押していただきますと赤いランプがつき、マイクが利用可能となります。ご自身の発言が終わりましたら、再度スイッチを押して電源を切っていただくようお願いいたします。また、お手数ではございますが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

次に、今回、委員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、その場で一言お願いいたします。

保健と福祉の総合相談窓口サークルの白田様に代わりまして、鈴木由佳様。

○鈴木委員

鈴木由佳です。よろしくお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

ありがとうございました。

また、4月の人事異動により、高齢者福祉部長に就任しました阿部健一郎よりご挨拶申し上げます。阿部部長、お願いいたします。

○高齢者福祉部長

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

また日頃より、本市の権利擁護施策の推進にご尽力いただきまして、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、先ほど中澤補佐から話がありましたが、今年度は船橋市成年後見制度利用促進基本計画の第２期計画の策定を行ってまいります。

成年後見制度の利用促進を初めとする権利擁護支援は、誰もが地域で安心して暮らし続けるための重要な基盤の一つでございまして、今後高齢化が進展する中でますますその重要性が高まっていくものと認識しております。

委員の皆様方のそれぞれのご知見をもとに第２期計画をより実効性のあるものとし、本市の権利擁護施策の推進と更なる充実に努めてまいりたいと考えております。

限られた時間ではございますが、本日は忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

本日はオブザーバーとして千葉家庭裁判所市川出張所より、神田様、草野様にご参加いただいております。

神田様、草野様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の欠席者でございますが、本協議会会長の佐藤委員、船橋市医師会の赤川委員におかれましては、本日所用のため欠席となっていることをご報告させていただきます。

また、本日ご欠席ではございますが、当協議会発足の令和３年度より会長としてご尽力いただきました佐藤会長より、会長職をご退任されるとのお話がありました。

佐藤会長におかれましては、深いご見識のもと、長年にわたり当協議会を牽引していただきました。会長職ご退任後も委員として引き続きご意見等を賜りたいと考えております。

あわせて、次期会長について、令和３年度当初より本協議会に関わっていただき、現在副会長としてご活躍の森本委員をご推薦されるとのお話も頂戴しております。

会長の選任は、船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱第５条に基づき、委員の互選による選出となっており、佐藤委員からのご推薦を受け、森本委員に会長をお任せすることによろしいでしょうか。

委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

それでは、ご異議がありませんので、森本副会長に会長をお願いいたします。

では森本会長、以降の進行をお願いいたします。

○森本会長

ただいまのお話をいただきまして、会長に就任させていただくということになりました。また後ほどご挨拶させていただきます。

まず、空席となりました副会長の件がございますので、その進行をさせていただければと思います。

副会長の選任について、どなたかご推薦はございますか？

○野口委員

障害者成年後見支援センターの野口です。

副会長には成年後見制度や権利擁護支援に見識が深く、リーガルサポート千葉県支部においてもご活躍されております、河野委員にお任せしてはいかがでしょうか？

○森本会長

はい、河野委員を副会長というご推薦がありましたけれども、皆様、ご異議ありませんでしょうか？

○委員一同

異議なし。

○森本会長

異議はございませんので河野委員に副会長をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか？

○河野委員

はい。よろしくお願いします。

○森本会長

よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります前に、会議の公開と本日の協議会について、まず事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 中澤課長補佐）

会議の公開についてご説明申し上げます。

本会議は、船橋市成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理や施策の協議における透明性を図るため、公開の会議としております。

会議後は、会議録を作成し、公開いたしますが、その際には、委員の皆様の御名前につきましても公開となりますので、ご了承のほどお願いいたします。

続いて、傍聴についてです。

公開会議でございますので、本日ホームページにて定員を5名として、傍聴者の希望を募っておりますが、傍聴される方はおりませんでしたので、このまま進めさせていただきます。

それでは、議題に入る前に本日の資料について確認させていただきます。配付資料が足りない場合には事務局で用意させていただきますので、挙手にてお知らせください。

お手元に配付させていただいた資料は全部で11点になりまして、順に読み上げます。

席次表、船橋市権利擁護支援等推進協議会委員名簿、次第

(次第掲載の資料1、資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5を読み上げ)

最後となりますが、参考資料を2点つけております。

1点目が「3. 第二期成年後見制度利用促進基本計画」と記載された厚生労働省から発出されております、「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況」から抜粋した資料。

2点目として、船橋市成年後見制度利用促進基本計画。  
以上11点となります。

お揃いでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは次に、本日の議題についてです。

本日の議題は、お手元の次第に記載しております。

1 中核機関の活動報告について、2 第2期船橋成年後見制度利用促進基本計画素案についてとなっております。

それでは、これ以降の議事につきましては会長に進めていただきたいと思います。会長よろしく願いいたします。

○森本会長

はい。ありがとうございます。

ここから私の方で進めさせていただきます。

まず、簡単にご挨拶させていただきます。千葉県弁護士会京葉支部、今年度より支部長を仰せつかっております、弁護士の森本 亨と申します。

船橋で弁護士を20年やらせていただいております。前任の佐藤前会長におかれましては、現行の船橋市利用促進計画の策定に全面的に携わっていただき、私など到底及ばない深い見識をお持ちの方なので、非常に重たいバトンを受け継いでしまったという、身が引き締まる思いですけれども、今年度は先ほどお話ありましたように2期の計画ということがございますので、勉強させていただきながら、また、皆様のご意見を沢山いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず一つ目「中核機関の活動報告について」ということで、事務局の方からまずご説明をお願いいたします。

## 2. 議事

### (1) 中核機関の活動報告について

○事務局（地域包括ケア推進課 内山）

事務局内山です。

それでは、説明に入らせていただきます。

資料1をご覧ください。

中核機関であります権利擁護サポートセンターの令和7年度の活動について報告させていただきます。

【参照資料】資料1 船橋市権利擁護サポートセンターの活動報告（令和7年度）

(1) 広報・啓発活動についてです。

成年後見制度に関する市民向け講演につきましては、年2回実施のうち、一回は司法書士と行政書士に交互に依頼しており、2回目は弁護士へ依頼することで、それぞれの専門性をいかした講演内容とし、制度の理解促進を図っております。

令和7年度は行政書士・弁護士の先生へ講義を依頼し、講演会参加者は合計で88名でした。

また、地域包括支援センター等が主催する個別ケア会議や勉強会へ参加し、地域への周知と連携強化を図りました。

次に(2)人材育成事業についてです。

後見人向けの意思決定支援に関する研修をオンラインで実施し、医療の背景や事例を交えて医療の場で検討される意思決定支援について、上級臨床倫理認定士・看護師である講師にご講演いただきました。本研修の申込は29名のうち、当日参加者は21名でした。

続いて、権利擁護サポーター養成講座についてです。

こちらの研修は、権利擁護における見守り活動や、地域活動、市民後見人、日常生活自立支援事業（ぱれっと）の生活支援員等、権利擁護に携わる人材の育成を目的としており、講座は市内2か所で時期を変えて実施しております。1・2回の合計として、申込者38名のうち、令和7年度修了者数は32名でした。

また、修了者のうち、市社協の生活支援員登録希望者が5名、障害者成年後見センターの登録希望者が8名と、担い手の確保へとつながっております。

続きまして、フォローアップ研修についてです。

権利擁護サポーター養成講座受講修了者や日常生活自立支援事業、法人後見の事務執行者を現業としている方に対し、継続して業務にあたれるよう、対応力向上のためのフォローアップ研修を年1回実施しております。令和7年度は、「意思決定支援において大切にしたい視点について学ぶ」をテーマとし、講師による講義とグループワークにて事例検

討を実施し、申込者28名、当日参加は24名でした。

次、(3)相談支援についての内容へ移ります。

令和7年度の相談実人数は146名、延べ件数は129件となっております。相談者の内訳としては、高齢者相談機関からの相談が最も多く、次いで家族、本人からの相談が多い状況です。相談の内容としては、「成年後見制度について」が多くを占めており、次いで任意後見制度についての相談も多い状況です。

最後に(4)事例検討会議等についてです。

事例検討会議として権利擁護支援定例会議を年6回実施し、7年度は10事例の検討を行いました。

主な内容としては、意思決定支援、成年後見制度利用、法的課題の整理となっております。この会議において、後見人等の受任者調整も行っており、7年度は3件の調整を行いました。

また、権利擁護専門職相談事業については、地域包括支援センター等が対応している法的課題を抱えるケースに対し、弁護士等から助言を行うものとし、7年度は4回実施しました。

以上中核機関の活動報告です。

○森本会長

ただいま事務局の方からご説明いただきました。ありがとうございます。

委員の皆様からただいまご報告に関しまして、ご質問やご意見等ございませんでしょうか。挙手にてお願いいたします。

○森本会長

よろしいでしょうか？

では、せっくなので私森本からお尋ねします。

相談支援につきまして、実人数の方が令和5年から徐々に減少しているデータになっていますが、これはどのように捉えていますか。相談が減っているということは問題が解消されてきていると捉えているのか。それともちょっと掘り起こしが足りてないと捉えているのか、そのあたりはどうでしょうか？

○事務局（地域包括ケア推進課 内山）

ありがとうございます。中核機関の内山です。

中核機関が二次相談支援というところになりますので、一次相談機関である、地域包括支援センターなどの機関が対応してくださっている部分が多くなっているかと考えております。

○森本会長

ありがとうございます。一次相談としての相談の方が機能してきているという捉え方ですかね。

○事務局（地域包括ケア推進課 内山）

そのように捉えております。

○森本会長

ありがとうございます。他ご質問、ご意見等ございませんでしょうか？

特にないようでしたらこの後の議題も重いものがございますので、先に進めさせていただければと思います。

では続きまして議題の２、第２期船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）についてということで、事務局からお願いいたします。

## （２）第２期船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

事務局 今泉です。ご説明申し上げます。

### 【参照資料】

資料２－１ 船橋市成年後見制度利用促進基本計画 第１期計画評価 中間とりまとめ

資料２－２ 第２期船橋市成年後見制度利用促進基本計画 抜粋（素案）

資料２－３ 第２期船橋市成年後見制度利用促進基本計画 体系案 第２章（新旧比較表）

参考資料 「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況」抜粋

参考資料 船橋市成年後見制度利用促進基本計画

議題２については、昨年度秋に実施した前回協議会でご説明したとおり、現行の船橋市成年後見制度利用促進基本計画が令和８年度で期間満了となるため、令和９年度からの第２期にあたる船橋市成年後見制度利用促進基本計画を策定するため、本協議会にて委員の皆様とともにご検討いただくものになります。

前回協議会では、第２期計画については市の他計画と一本化できないか庁内で調整中である旨をご報告し、事務局では本計画の内容を明確化・適正化することを念頭に置き、骨子案を作成しておりました。その後、庁内での調整の結果といたしまして、現行と同じく、第２期船橋市成年後見制度利用促進基本計画も単独計画として策定することといたしました。

また、本市地域福祉計画とも関連が深いことを鑑みて、同時期に策定される第５次船橋市地域福祉計画と同様に、第２期の本計画の期間について６年計画としての策定となることも併せてご報告いたします。

では、事務局で作成しました、第２期計画の骨子案についてご説明いたします。



この後の説明については資料が複数にわたり、話も前後する箇所があり恐縮ですが、のちほどご質問など伺えればと思います。

まず、右端に参考資料と記載の横書きの資料、こちらは新計画素案作成の背景資料として、令和7年5月に厚生労働省 成年後見制度利用促進室が作成しました、第2期成年後見制度利用促進基本計画の説明と施策の実施状況について一部抜粋したものをお配りしております。この参考資料については本協議会の場での説明は割愛させていただきますが、内容としてこういったものがあるということをご確認いただきたいと思います。

つづいて、資料2-1 「第1期計画評価中間とりまとめ」と書かれた資料ですが、こちらは前回協議会にて、第2期計画に反映させるべく、庁内、また、委員の皆様より現状や今後の展望についてご意見等をいただいたものをとりまとめた表でございます。

こちらの表を踏まえて、事務局にて第2期計画の素案を作成しております。

資料2-2 ホチキス留の冊子 「第2期計画（素案）」につきまして、こちらは本日も検討いただきたい箇所を抜粋してお配りしております。

本日は本計画の骨子となる、第2章「状況と課題の整理」の章と、第3章の「1 船橋市の基本方針と施策の展開」についてご検討いただきたく考えております。

最終的には現行計画のとおり第1章から4章までの掲載を予定しており、次回の協議会にて他の項目について引き続きご検討いただきたく、お願い申し上げます。

また、素案の第2章内の数値データについては、現時点で更新可能なものについて直近のデータを記載しております。今後更新可能な数値については整えまして、次回以降の協議会にて改めてお示しいたします。

続きまして、資料2-3です。

こちらは計画第2章「状況と課題の整理」のうち、数値データを記している船橋市の状況の項目のみを抽出し、表にて示しております。表内「(新)」と表記しました第2期計画の素案と、表内「(旧)」と表記しましたお配りしたピンク色冊子の現行計画との掲載の比較表になります。

資料2-3の表面、1ページ目に記載しました項目は、計画素案の新計画と現行の旧計画ともに6ページから17ページに記載されている数値データの項目です。

表内左端にある「(1) 高齢者の状況」「(2) 知的障害者・精神障害者の状況」の数値データにつきましては、現行の旧計画と傾向は大きく変わらず、すべて継続記載いたしました。

高齢者分野では、高齢者数、一人暮らし高齢者数、認知症高齢者数、包括支援センターの相談件数は増加しております。

また、船橋市高齢者生活実態把握調査の結果について、制度の理解度などの傾向も変わりません。

同じく、知的障害、精神障害者の状況としても、各手帳の所持者数、並びに障害者成年後見支援センターの相談件数も増加しています。

船橋市障害者施策に関する意識調査報告書の内容についても、理解度などの傾向も大きく変わりませんでした。

これら項目については旧計画と同様に新計画においても、船橋市の現状を表し、今後展開していく施策等に反映させるべく基礎的なデータとして継続記載といたしました。

続いて、資料２－３の裏面、２ページについては成年後見制度に関する数値データと制度以外の権利擁護に関する項目の数値データになります。

新計画素案でのページは１８ページから２４ページ、現行の旧計画では１８ページから２８ページに該当します。

旧計画においては第１期ということもあり、広範な分野のデータを掲載しておりましたが、このページにある項目については精査のうえ、本計画で果たすべき直接的な領域の掲載に変更することとし、一部項目について削除とさせていただきました。

では、項目を一つずつ説明いたします。＜成年後見制度の項目＞として、①市長申立ての件数、②報酬助成を含む利用支援事業の件数、③船橋市における制度申立て件数については、基礎的なデータとして継続掲載としております。

旧計画④の終局区分についての項ですが、これは後見の申立て後「認容」されたかどうかという項目です。この項目については新規申立て件数と、そのあとの項目にある旧項目⑦選任された後見人等の項目により、船橋市内で後見制度を利用されている方がどの程度いるのかという数について、一定の把握ができるため、終局区分についての項目は削除といたしました。

また、旧項目⑤「申立ての理由」と、旧項目⑥「申立て人」についての項目は、理由そのものや、申立て人に対する直接的な施策、対応について、計画に記載しておらず、理由等に関わらない体系として計画に記してきたことから、二つの項目を削除といたしました。

そのため、旧項目ナンバリング⑦として掲載していた「選任された後見人等の件数」について新計画ではナンバリングが④となります。また、内容として選任者の項目欄に、選任が増加傾向にある職種として行政書士と、法人後見を開始した船橋市社会福祉協議会を追加しました。

続いて＜成年後見制度以外の権利擁護＞の項目についてです。  
旧計画項目①日常生活自立支援事業、④居住支援事業の利用件数については基礎データとして継続掲載としました。

また、追加項目として令和４年より中核機関が設置されたため、中核機関における相談件数の項目も基礎データとして追加いたしました。

旧計画における項目②と③は高齢者、障害者の虐待に関する件数についてですが、本計画における施策体系に直接的に関与する項目ではないと考えまして、削除といたしました。

数値データの事務局案についてはこの後ご意見などいただきまして、必要な項目について改めて精査していきたいと考えております。

続いては資料２－４の第３章の新旧比較表にて、新計画の課題についてご説明申し

上げますが、一旦こちらで区切ったほうがよろしいでしょうか。

○森本会長

そうですね。少し長くなりますので、一旦区切ります。

今ご説明いただきましたが、特に変更点について、ご質問あるいはご意見もあわせて伺えればと思います。

何か委員の方で挙手の上で ご発言いただけますでしょうか？

資料２－３でご説明いただきましたが、その「状況と課題の整理」の部分の継続掲載するものではない、特に削除するものについて、資料２－３の裏面の④終局区分についてですとか、⑤の成年後見等申立て理由についてのデータ、高齢者虐待・障害者虐待に関する相談件数や通報受理件数に関するデータ、この辺りを２期の計画の方ではデータとしての掲載を削除するというご提案ではあるのですが、この辺りについて何かその理由についての質問であるとか、懸念されるご意見など、何かございませんか。

○益永委員

ケアマネジャーの益永と申します。よろしくお願いします。

質問がずれていたら申し訳ないですが、載せるデータとして、昨年度からスタートしている身寄りのない高齢者等サポート事業は、この欄には含まれない形でしょうか？

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

今回の協議会での計画素案は、直近で掲載、記載可能なものとしてご提示しております。身寄りのない高齢者等サポート事業が昨年度より開始ということもあり、データをいただいておりますが、今回は掲載をしておりませんが、内容としてはこの計画に関わってくる事業と考えており、掲載可能なタイミングで、追加記載ができればと考えております。

○益永委員

ありがとうございます。

○森本会長

ありがとうございます。この計画は令和９年度からでしたね。それまでの間に有意なデータ集まるのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

事務局国島でございます。

社会福祉協議会で委託を受けて実施している事業であり、まだ開始から間もないこと、また担当課ではないため、詳しくは申し上げられないのですが、１０月から開始

の事業のため、1年の実績データが集められるのか、もしかしたら難しい可能性もあり、その点は担当課と協議した上で掲載を検討していきたいと考えています。

○森本会長

ありがとうございます。タイミング、状況を見て判断ってことですかね。  
他にいかがでしょうか？

○益永委員

ケアマネジャーの益永と申します。

「住まいるサポート船橋」の事業を改めてホームページで見たのですが、その中で居住支援サービスの中に、身じまいサービス、入退院時支援サービスという内容が掲載されていました。この事業と、先ほどの身寄りのない高齢者等サポート事業というのは、同じような内容のように見えますが、別の事業ということなのでしょうか。計画の話からずれてしまうかと思いますが、教えていただければと思います。

○白鳥委員

社会福祉協議会の白鳥と申します。

住まいるサポートで行っている身じまいサービス事業と、昨年の10月から始まりました身寄りのない高齢者等サポート事業は内容がとても似ていますが、別の事業となっております。

身じまいサービスの方は居住支援の一部として行っておりますので、住まいがなくなりそうな方、既に住まいを失っている方が、住まいるサポートを利用した上で、身じまいサービスとして、身寄りのない方などを対象に死後の事務といったことを行います。あくまで居住支援の一環で、居住支援を利用した方が受けるサービスとして、大家の方が困らないようにといった面を含めた形で行っているものが身じまいサービスとなっております。

昨年の10月から始まった身寄りのない高齢者等のサービスにつきましては、市の委託を受けて行っているもので、住まいの有無に関わらず身寄りのない高齢者を対象にして行っている事業です。

非常に似ているものではありませんが、事業としての内容、目的は異なります。以上です。

○益永委員

ありがとうございます。

○森本会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか？

○小川委員

コスモ市成年後見サポートセンターの小川です。

資料２－３で、削除された部分について申し上げます。

⑤新規の成年後見等申し立て理由と⑥の本人と申立人の関係について、家庭裁判所からデータをいただいたものかと思いますが、船橋市だけではないにしても、この辺の地域の特徴といいますか、現状というものをつかむ上では、大変参考になるデータと思い、落とさないでいただきたいと思います。

これが見えることが、すごく貴重だなというふうに思いますが、いかがでしょうか？

○森本会長

事務局から回答できますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

事務局今泉です。ご意見ありがとうございます。

今回お示ししたのは、あくまで案としてお示ししておりますので、この場で皆様からのご意見を踏まえまして、改めて内容について検討させていただきたいと考えております。

○森本会長

ではただいまの意見もぜひ検討していただければと思います。

他にいかがでしょうか？

○野口委員

障害者成年後見支援センターの野口です。私も先ほどと同じ ⑤新規の成年後見等申し立て理由についてですが、これからの後見制度は変わっていきまして、申立理由も変わっていくことが予想されます。なので、これは次期計画にもそのまま掲載していただきたいと思います。

あと虐待の件数についてです。高齢者の虐待、障害者虐待の件数とありますが、なかなか相談が上がらないといったこともあると聞いております。

虐待件数がどの程度あってという内容は、権利擁護支援において必要な項目だと思うので、これもぜひ残していただきたいと思います。

○森本会長

事務局何かコメントございますか。先ほどと同様でしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

はい、先ほどと同様になりますが、貴重なご意見として頂戴のうえ検討いたします。

○森本会長

はい、十分考えていただきたいと思います。

今のお話がありましたところは私も思っていたところがございますので、あわせて

申し上げますと、虐待のところについては、データを直接的に扱う、虐待そのものを扱うような事業が計画に示されるところが仮にないにしても、第1期の計画は背景として、データを計画に落とし込み、取り込んだ、そういう形になっていると思います。これを2期で落としてしまうというのが、虐待についての対応を後退させてしまったのではないかという、何等かのメッセージを与えてしまわないかという懸念があるので、ここは非常にセンシティブに考えた方がいいかと思っております。

それと、続けて発言いたしますが、⑥のご本人と申立人の関係についてというところです。元々載っていたのが、第1期計画、ピンクの冊子でいうと23ページで、千葉家裁市川出張所での3市のデータがあります。確かに本人と申立人の関係が、それが計画に生かせるデータかどうか、という点ではそうではないかもしれないですが、一点だけ、市区町村長申立てのところですか。市長申立てと親族申立てについての違いが、3市まとめてとなると使えるデータではないかもしれないですが、もしわかればですが、3市の割合みたいなものがあれば、船橋市としての課題がもしかしたらそこから見えてくるかもしれないというがあるので、そういうデータがもし取れるなら載せるというのも検討の価値があるのではないかと思っております。

これも意見になります。事務局からなにかありますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

ご意見ありがとうございます。

重ねてとなりますが、あくまで案として本日は提示しておりますので、ご意見を踏まえた上で精査し、次回新たな形でお示したく考えております。

○森本会長

はい、ありがとうございます。他にご質問でも結構ですし、ご意見ございませんでしょうか？

よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きの説明を事務局からお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

はい、事務局 今泉より次の資料2－4についてA3カラー刷りのものですが、こちらの資料をもとに説明いたします。

#### 【参照資料】

資料2－4 第2期船橋市成年後見制度利用促進基本計画 体系案 第3章（新旧比較表）

この資料2－4の表も左側が新計画、右側が旧計画とし、旧計画からの変更箇所を赤字で記しております。

重ねての説明となりますが、中間とりまとめや、先ほど確認いただきました各数値

データ、また参考資料としてお配りしました、国の第2期計画にて示されている内容や、直近で閣議決定された民法および社会福祉法の改正を想定し、課題、基本方針、施策、具体的な取り組みを素案として作成しております。

まず、表内左から二番目の「課題」についてご確認ください。

課題については素案 新計画 25 ページから、旧計画においては 29 ページから記載しております。

課題 1 「権利擁護の考え方や制度が十分に知られていない」については、数値データを鑑みて継続の課題として掲載しております。

新計画課題 2 「本人の意思を尊重した意思決定支援の理解と実践が十分でない」については、意思決定支援の確保は様々な場面で求められているものの、考え方や具体的な支援のあり方については十分でないことから、旧計画課題 2 「本人がメリットを感じにくい」ということを包摂し、新課題として示しております。

課題 3 「必要な時期、必要な人に必要な権利擁護支援が行き届いていない」については継続して果たすべき課題のため、そのまま継続掲載としています。

課題 4 については旧計画において「様々な課題に対応する支援ネットワークが確立されていない」との記載でしたが、旧計画を進行するなか、この仕組みは一定程度整ったものの、機能について十分に発揮されていないものと考え、課題 4 として新たに示しております。

旧計画の課題 5 については「権利擁護に特化し、より専門的な相談に対応できる機関がない」との記載でしたが、現行の旧計画期間中において、中核機関が設置されたことから、この課題については削除いたしました。中核機関については権利擁護における社会資源の一つとして、また、権利擁護支援の地域連携

ネットワークのコーディネーターとなる機関として新計画に盛り込んでおります。

続きまして、「基本理念」「基本目標」についての項目をご確認ください。

基本理念については新計画素案 27、28 ページ、現行の旧計画では 31、32 ページです。

「基本理念」につきましては新計画における各課題にも対応する、市民の皆様とともに歩むべき理念であると考え、継続いたしました。

「基本目標」についてですが、新計画においては削除いたしました。資料 2-4 にも記載いたしましたが、理由として、旧計画における目標は数値などの達成度を評価するものでなく、概念として掲げており、この概念についてはこの後説明します、基本方針のなかに意味を内包させ、掲げた理念に対する具体的な方向性として「基本方針」を掲げることで行動指針を明確化させることを目的とし、基本目標は削除しました。

つづいて、「基本方針」「施策」「具体的な取り組み」についてです。

表内、基本方針ごとに各項目を説明いたします。

基本方針 1 については課題 1、課題 2、課題 3 に対応するものとして掲げております。

権利擁護の考え方、意思決定支援の理解が広く充実すること、また成年後制度以外の権利擁護に関する支援方策も適切に実施されることを目指すものとして、「尊厳あ

る本人らしい生活を継続するための権利擁護支援の推進」という文言を方針といたしました。

その方針に基づく施策として、「１意思決定支援の普及啓発や本人を中心とした支援の推進」その施策に対する具体的な取り組みとして「（１）意思決定支援等の普及啓発」、「（２）本人が主体となって暮らせる地域づくりの推進」として記しております。

この表のレイアウトの説明になりますが、新計画と旧計画の大きな変更点について赤字で示していますが、それ以外のいくつかの具体的な取り組みについても、一部修正と旧計画より位置づけを改めております。

旧計画の取り組みについて位置づけを改めたものは、対応する新計画の取り組みに枠内同一の色とし、薄い灰色の矢印で示しております。例として薄い黄色、クリーム色で示した、新計画の具体的な取り組み「（１）意思決定支援等の普及啓発」、「（２）本人が主体となって暮らせる地域づくりの推進」については、旧計画における「意思決定支援や身上保護を重視した運用」「権利擁護における自己選択や、共助の取り組みの推進」に対応し、旧計画において、この取り組みに各個別事業がつかっていましたが、新計画においてはこれらの個別事業が対応する取り組みにつらなります。

なお、つらなる各事業については、本日の協議会で方針を確認のうえ、その結果を踏まえて次回の協議会でご説明を申し上げます。

では内容に戻りまして、具体的な取り組み「（１）意思決定支援等の普及啓発」についてはそのままの意味ですが、（２）の「地域づくりの推進」については、本人が支援対象者化されるということだけでなく、ともに社会を作る仲間として支援を必要とする本人が地域社会へ参加し、共に自立した生活を実現するため取り組みをイメージして地域共生社会に繋がるものとしてこの文言を設定しております。

続いて、「施策２ 権利擁護における地域資源の整備や人材の育成」ですが、こちらは、中核機関や権利擁護における人材育成に関する項目になります。

具体的な取り組み「（１）中核機関の機能強化」は、旧計画の「（１）権利擁護支援における中核となる機関の設置」に対応します。薄紫、薄い青色にて記しています。

また旧計画のこの薄紫欄の項目の下、「（１）権利擁護支援に携わる人材の育成」、「（２）法人後見の普及等」についてはそのまま、この施策のなかに位置づけております。施策の文言を旧計画の「人材育成と地域資源の整備」から新計画の「地域資源の整備や人材育成」へと変更しておりますが、地域資源のひとつとして中核機関が設置されたと捉え、「地域資源の整備」の文言を前段に記しました。

続いて「基本方針２ 総合的な権利擁護支援策の充実」についてです。

こちらは課題３、課題４に対応するものとして、成年後見制度を含む、総合的な権利擁護施策の充実として方針を掲げています。

「施策１ 総合的な権利擁護施策の展開」について、こちらの具体的な取り組みですが、「（１）様々な権利擁護施策の充実」は今回新たに追加した項目です。この項目の詳細は現時点では不確定なものが多いですが、今後、成年後見制度が補助のみの制度へとなることや社会福祉法の改正に伴う新たな事業、福祉サービス・保健医療サービス等利用支援事業に関連する項目となることを想定しています。

その下の取り組み、「（２）日常生活自立支援事業の利用推進」、「（３）身寄りのない



人への支援」については継続掲載としています。

つづいて、同方針内、「施策2 成年後見制度の周知と適正な利用の推進」については、旧計画のペールオレンジの色の項目、「広報・啓発活動推進」、並びに「相談支援体制の整備」と同内容なっています。若干文言変更しておりますが、内容としては同様のものになります。受任者調整機能もこの後の方針3にも関わりますが、「相談体制の整備」としても対応します。

最後3番目の方針「権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築」です。これは旧計画の基本方針2と文言が同一ではありますが、中核機関が設置されたことにより、旧計画基本方針3を削除し、ナンバリングが変更となったこと、またつらなる施策の位置づけを改めたことから赤字にて標記しました。

この方針は課題4に重複して対応する方針です。

「施策1 地域連携ネットワークの構築」に連なる具体的な取り組みは「地域における支援ネットワークの強化」といたしました。

この項目は、この次の施策項目にもつながる、旧計画にて示していた連携体制や本人を取り巻く支援チームなど、既存の支援ネットワークを強化させていく、という、強化を行う項目として改めて出したものです。

「施策2 切れ目のない相談支援体制の構築」については、旧計画における施策「地域連携ネットワークの構築」につらなる具体的な取り組み「(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備」「(2) 本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備」の位置づけを改め、本人を中心に成年後見制度が必要なフェーズにおいては後見人支援、後見開始前や今後終了となった際における支援が必要なフェーズにおいてはその時必要な支援者と有機的に連携できることを目指す仕組みに対する取り組みをイメージした文言です。

わかりにくい箇所が多く、申し訳ありませんが以上が資料2-4の説明になります。

○森本会長

ありがとうございます。

それではここまでのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか？

1期の計画と比較しながら場所が変わったもの、増えているもの、減っているものとありますが、結構入り組んでおり、まずそれを理解するのが大変かもしれませんが、ちょっと思いついたこと、ということでも全然構いませんのでいかがでしょうか？

○河野委員

司法書士の河野です。

本日配布の参考資料、「第2期成年後見制度利用促進基本計画」と書かれている資料のなかに優先して取り組む事項というところで、任意後見の利用促進ということが一番上に記載されていますが、この点については今日話し合うところには、まだ入っていないのですが、今後もこの点については入れる予定はないのか、どういう理解なのか、よくわからなかったのですが。

○森本会長

任意後見についての記載という点ですね、事務局ご回答をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

事務局今泉です。

任意後見制度については、資料にあるとおり利用促進が必要なものであり、市の計画でも触れていく内容と考えております。

今回の表（資料２－４）では、抽象的なのですが「具体的な取り組み」という文言で示しておりますが、計画ではその先に具体的な事業内容などを掲載していくなか、任意後見についても触れていくものと考えております。任意後見制度については、方針３の中の施策「切れ目のない相談支援の構築」や、方針２の中の、施策２「成年後見制度の適正な利用の推進」というところの中で、任意後見制度の利用促進というものが当てはまっていくものと考えております。

○河野委員

ありがとうございます。

○森本会長

ありがとうございます。

この表（資料２－４）でいうところの具体的な取り組みは、１期のピンクの計画を見ると、具体的な取り組みの続きに、さらに具体化した内容が載っておりますので、今日はそこまではまだできていないということで、そこにいろいろ入ってくるということです。その中に任意後見も入ってくるであろうということです。

○森本会長

他にいかがでしょうか？

○山本委員

社会福祉士会の山本です。

課題に地域連携ネットワークというものが機能していないというようなことが、記載されているかと思いますが、こういった理由からなののでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

事務局 今泉です。ネットワークについては機能が「十分に発揮されていない」としております。ネットワークの形としてはこういった協議会の場や、専門職の皆様とケース検討を行う機会などを設けさせていただいておりますが、そのなかで船橋市の人口に対し全てのニーズに対応できているのかと考えたとき、現在の件数は多くないものと考えました。資料１の活動報告にもありました通り、ケース検討を行う権利擁護支援の定例会議の件数が、年間を通して１０件程度であり、数として少なく、潜

在的ニーズがあるものと考え、十分に発揮できてないのではないか、という判断でこのような形でお示しいたしました。

○山本委員

もう一点、この地域連携ネットワークですが、地域が連携していくということは非常に大事なことだと思います。これがこの書面上の形だけになってしまわないように、もう少し何か丁寧に説明できるような計画にした方がよいかと考えますが、いかがでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

事務局今泉です。ご意見ありがとうございます。

第1期計画におきまして、37ページに記載がありますが、こちらは権利擁護における相談体制のイメージ図として示しております。ネットワークとして示すこの図と同じような形で新たな計画にも示していくことを考えております。

権利擁護サポーター養成講座を受講した方など、市民の皆様がご活躍いただいていることをこういった図を示しながら、わかりやすい形で表していければと考えております。

○山本委員

ありがとうございます。そうですね。こういったイメージ図で視覚的にも使って関係者の方にも周知するに当たっては、わかりやすいものになると思います。

工夫を継続していただければと思います。

○森本会長

他にいかがでしょうか？

○野口委員

障害者成年後見支援センターの野口です。基本方針1、「尊厳ある本人らしい生活を継続するための権利擁護支援の推進」の中で、具体的な取り組みとして、「本人が主体となって暮らせる地域作りの推進」とありますが、これは本当にすごく大変なことだと思います。

本人が主体となって暮すためには、意思決定支援の普及啓発は欠かせないと思います。意思決定支援については私たちも事務執行者向けに研修を開催していますが、ご本人を取り巻く、色々な多職種の方々に対してでもあり、意思決定支援はどういうものなのかを伝えるにはとても丁寧な研修になります。

意思決定支援について広報していただけることはとても重要なことと思います。

○森本会長

ご意見ということですね、事務局よろしいでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

はい、ご意見ありがとうございます。

○森本会長

他にはいかがでしょうか？

本日は計画の基本的な部分、骨組みの部分として、構成を確認し、次回の協議会ではさらに具体的なものが示されるかと思いますが、それを作り込む前に、基本的な構成について確認するという非常に重要な作業ですので、そういった点を踏まえて見て頂ければと思います。

1期の計画との大きな違いとしては、中核機関が設置されているので、その部分の課題がクリアした、方針として一つの目標達成したので、それをさらに強化していくような形に変わっているということと、具体的な取り組み「様々な権利擁護施策の充実」というところに、色々なものが取り込まれるのではないかと本日の説明聞いていて思いました。

基本方針2「総合的な権利擁護支援策の充実」のなかの、具体的な取り組み（1）のところですか。ここに法制審議会の民法改正への対応ですとか、社会福祉法の改正への関係ですとか、そういったことも含めて、こちらに入ってくる、目玉の部分になるのかと思いました。他、資料2－4のなかで赤い字で記されている箇所は変更された部分かと思いますが、バージョンアップ、グレードアップしていくような、意味合いというふうに捉えました。

個人的には方向性として、問題はないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員の皆様よろしいでしょうか。

では、本日はこの件についての質問、意見は区切りまして、資料2－4についての説明は終了とします。

事務局では、今回確認し、検討していただきました計画素案の骨子の部分について、本日のご意見を踏まえて、修正やさらにバージョンアップをさせるなどご検討いただければと思います。

会議終了後にご意見などありましたら、直接事務局の方までご連絡をさせていただいて良いとのこと聞いておりますので、遠慮なく伝えていただければと思います。

続きまして資料2－5、今後のスケジュールにつきまして事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

事務局今泉です。

最後になります資料2－5 A4横書きのもの策定スケジュールにて、今後のスケジュールについてご説明します。

【参照資料】資料2－5 第2期成年後見計画策定スケジュール（案）

こちらは前回の協議会でもお示ししておりますが、一部改めましたのでご説明をいたします。

本日開催いたしました第1回協議会においては、先ほど会長からもご説明いただいた通り基本方針など、本計画の骨子となる部分のご確認をいただきました。

次回6月30日火曜日に予定しております第2回協議会では今回のご意見などを頂戴しました部分と、また計画の第1章に当たる計画策定の意義の部分や、3章の続きとなる、より細かい事業となる施策内容についてご検討いただきたく考えております。

その後、本年度第3回協議会にてパブリックコメントに向けた計画全体についてをご確認いただき、パブリックコメントの後、最後第4回の協議会では、パブリックコメントを受けての見直しをしていただき、令和9年3月今年度末に計画が完成するというスケジュールになります。

また、事務局にて計画の素案の作成に当たりましては必要に応じ、庁内関係各課とワーキンググループや照会のお願いをさせていただきながら、こちらの素案作成を進めてまいります。

事務局からの説明は以上となります。

#### ○森本会長

はい。ありがとうございます。

スケジュール等に関するご説明でしたけれども、この点につきまして、あるいはここまでの中で先ほど話しそびれたことがあればそれも含めて、この時間でご質問ご意見ございましたら承りたいのですがいかがでしょうか？

よろしいでしょうか。

2期の計画、パブリックコメントに出すまでのところ非常に作業として、事務局の方も非常に大変なところですし、皆さんどんどんサポートしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

本日オブザーバーで参加していただいた千葉家庭裁判所市川出張所の主任書記官神田書記官と草野書記官から何かコメントございませんでしょうか？一言いただけますとありがたいです。

#### ○神田主任書記官

千葉家庭裁判所市川出張所で主任書記官をしております神田と申します。

今日は貴重な機会をいただきました。裁判所は立場が違うということが前提にはなりますが、後見制度の利用が適した方が、よりよい形で利用できるようにするため、皆様と連携してきたいと思っております。法改正が議論されている中ではありますが、現行法において皆様が色々な課題をお持ちになることもあるかと思えます。裁判所もその点を承知しておりますが、繰り返しになりますが、裁判所は立場が違い、皆様の

見方と裁判所の見方が異なることもあります。そういったものも共有していきながら、いい制度利用ができるようにしていきたいと考えております。

今後ともよろしくお願いいたします。

○草野主任書記官

市川出張所草野と申します。

この4月に着任し、今回このような機会に参加させていただきまして大変参考になりました。今後の執務等にも生かしていけるのかと思っております。

何かコメントとして言えるようなことはございませんが、成年後見制度についてはいろいろな課題があるということは承知しておりますので、委員の皆様のご意見を参考に裁判所の方でも検討してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○森本会長

ありがとうございます。こういう場に家庭裁判所の方にお越しいただくことは非常に貴重なことですし、船橋市とこの協議会のメンバーで作っていくわけですが、裁判所の目も非常に重要ですので、忌憚のないご意見をいただければと思います。この場でお話が難しければ、後ほど名刺交換させていただきますので、私の方に直接ご連絡いただいても結構です。

では、議事は以上になります。最後に事務局から事務連絡をお願いします。

### 3. 閉会

○事務局（地域包括ケア推進課 中澤課長補佐）

本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきましてありがとうございました。

今年度の協議会につきまして、先ほどスケジュールにて説明しました通り、全4回を予定しております。2回目の開催につきましては、6月30日火曜日を予定しております。近くなりましたら、また開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいたのち、ホームページに掲載いたします。

最後となりますが本日お車でお越しの方がいらっしゃいましたら事務局までお申し付けください。

事務局からは以上です。

○森本会長

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間ありがとうございました。